

日中対照研究方法論(2)

— “給・N+V” 表現とそれに対応する日本語使役表現、受益表現(下)—

A Methodology for a Contrastive Study in Japanese and Chinese(2)
:“*gei*・N+V”Forms in Chinese and Their Corresponding Causative and Benefactive Expressions in Japanese (Part2)

成戸 浩嗣 Koji NARUTO

概要 「日中対照研究方法論(2)— “給・N+V” 表現とそれに対応する日本語使役表現、受益表現(上)-」を参照。

キーワード

1. 使役 causative
2. 受益 benefit
3. 多義性 polysemy
4. 連続性 continuity
5. 視点 viewpoint

目次

- 1 “給・N+V” 表現と日本語の複他動詞表現、使役表現
 - 1.1 “給・N+V” と「N・ニ V(サ)セル」
 - 1.2 日本語の複他動詞、使役形
- 2 使役を表わす “給・N+V” 表現
 - 2.1 他動詞を用いた “給・N+V” 表現
 - 2.2 自動詞を用いた “給・N+V” 表現
- 3 使役を表わす “給・N+V” 表現と受益
 - 3.1 “給・N+V” と「N・ニ V(サ)セル」、「テアゲル／テクレル」
 - 3.2 日本語使役表現と「テアゲル／テクレル」
 - 3.3 “給・N+V” 形式の使役表現に含意される受益
 - 3.4 「N・ニ V(サ)セテアゲル／テクレル」に対応する中国語の表現形式
- 4 “給・N+V” 表現と使役、受益
 - 4.1 “給・N+V” 表現の多義性
 - 4.2 「N・ノタメニ／ニカワッテ Vする」
 - 4.3 「N・ニ Vテアゲル／テクレル」
 - 4.4 “給・N+V” と “为／替・N+V”
- 5 おわりに

3. 2 日本語使役表現と「テアゲル/テクレル」

“給・N+V”表現の場合とは異なり、日本語においては使役、受益がそれぞれ「N・ニ V(サ)セル」、「テアゲル(テヤル)/テクレル」という別個の形式によって表わされる。

奥津 1987:234-235 は、「使役文は多義的で、許容使役・強制使役以外にもいくつかの意味があるといわれるが、これらは場面による解釈の問題で、『させる』そのものの意味ではないのではないか」とした上で、使役そのものの意味について「主文の<動作主>が<対象>に対してある事柄を生じさせるということではないか」としている²³⁾。日本語使役表現についての奥津の記述は、2.2 で紹介した中国語の兼語文についての木村 2000 a :21 の記述や、指示使役文(“叫・N+V”)、放任使役文(“让・N+V”)についての同:22 の記述に通じるものがある。但し、日本語使役表現には、2.2 で紹介したような、使役を表わす兼語式についての三宅 2007:354-355 の記述にみられる特徴はなく、被使役者の動作が実現することを確実に含意する点において、動作の実現を必ずしも含意しない中国語の使役表現とは異なる²⁴⁾。

一方、「テアゲル(テヤル)/テクレル」は、成戸 2015 a :79 で紹介した楊凱栄 1994:29、39 および同 2009:1、4 の記述や、いわゆる授受文についての村木 1991:27-28 の記述にみられるように、文の論理的な意味よりも談話機能上の働きに比重が置かれた成分であり、話者がコトガラにおけるいずれの関与者に視点・共感をよせるかによって使い分けられるものである点において、文法的な働きをする「ニ」や“給”とは異なる。このため、「テアゲル(テヤル)/テクレル」を付加する前後で表現の前提となる客観的事実に変化はない。

3. 3 “給・N+V”形式の使役表現に含意される受益

3.2 で挙げた楊凱栄 1994:39、同 2009:4 の記述にみられるように、受益を表わす“給・N+V”表現における“給”は、文法概念として受益を表わす成分であり、この点において「待遇表現」の一つとみなされる日本語の受益標識(「テアゲル(テヤル)/テクレル」など)とは異なる。また、楊凱栄 1994:30-31 には、“給・N+V”表現が、コトガラの関与者のいずれの視点にもよらない中立的な視点をとる表現である旨の記述が、盧濤 2000:177 には、

“給”に含まれる方向性が話し手と聞き手の関与によるものではなく客観的なものである旨の記述がそれぞれみられる。これらのことは、使役を表わす“給・N+V”表現についても、前述したように受益の意味を含意する以上、同様にあてはまると考えるのが自然である。使役を表わす“給・N+V”は、他動詞、自動詞のいずれを用いるかによって“給”が具象物、抽象物いずれの授与を表わすかという相違はみられるものの、被使役者への働きかけが利益の授与をとまなうものである点においては一貫しており、使役と受益が一体化した表現形式であるということができよう。このことは、“給・N+V”が中国語における使役表現の典型的形式ではなく、使役形式としての完成度が“叫/让・N+V”の場合に比べると低いという、2.2 で述べたことと表裏一体をなしていると推察される。

3. 4 「N・ニ V(サ)セテアゲル/テクレル」に対応する中国語の表現形式

2.1、2.2 で述べたように、“給・N+V”形式の使役表現によって表わされるコトガラの範囲は“叫/让・N+V”表現のそれに比べると限定的であるため、「N・ニ V(サ)セテアゲル/テクレル」との対照作業においては“給・N+V”のみならず、“叫/让・N+V”をも視野に入れなければ厳密な記述を行なうことはできない。

佐々木 1997:140 は、使役前置詞の“叫/让/給”は、他の前置詞の多くがそうであるように動詞としての語彙的特徴をその文法機能の中にとどめているとした上で、「言いつける」という意味の動詞であった“叫”はおもに指示使役を表わし、「譲る(許す)」という意味の動詞であった“让”は「許容使役」を表わす傾向にあるとしている。また、竹島 2012:82、86 は“叫”、“让”を動詞とする一方で、前者の方が命令の度合いが強く、「言いつける、命令して～させる」という意味合いが強いのに対し、後者は被使役者の意志が考慮され、「許可して～させる」という意味に傾くとしている²⁵⁾。これらの記述からは、被使役者に対する働きかけの強さ、すなわち使役の強制度において“叫・N+V”が“让・N+V”にまさっているものの、両者の働きの間に明確な境界を見いだし難いということがみてとれる。このことは、佐々木 2006:179 が、「言いつける」という意味の動詞が文法化した“叫”はおもに指示使役すなわち使役者が積極的に指示する形で被使役者に関与する状

況を表わすのに対し、「譲る」という意味の動詞が文法化した“让”はおもに放任使役すなわち使役者が意図的に何も働きかけないことによって消極的に被使役者に関与する状況を表わすという木村 2000 a:26 の指摘を肯定的に引用しつつも、“让”が指示使役の状況を、“叫”が放任使役の状況を表わすケースがあるとしていることとも符合する²⁶⁾。

一方、日本語においては、1.2 で述べたように、複他動詞が強制的な使役の意味を、使役形が許容的な使役の意味を表わす傾向が観察されるものの、「単他動詞―複他動詞」のペアをもつケースは限られており、複他動詞が存在しない場合には単他動詞の使役形を用いて操作使役を表わすため、強制使役の多くが使役形によって表わされることとなる。村木 1989:178 には、使役文の意味は使役に限定されるものではなく、使役者と被使役者の意志性の有無あるいは強弱によって文法的な意味が異なり、使役者の意志性が強い場合にはいわゆる「使役」の意味を、被使役者の意志性が強い場合にはいわゆる「許容」の意味を表わす旨の記述がみられる²⁷⁾。村木のいう「使役」、「許容」は、3.2 で紹介した奥津 1987 における「使役」の概念に包含されるものであり、使役者の働きかけの強弱によって下位分類されたものである。このように、動詞の使役形を用いた日本語表現には、使役者による働きかけの強弱や、被使役者の意志性の有無あるいは強弱が形式上の相違に反映されていないのであり、この点においては、一定の傾向ながらも両者の相違が形式に反映されている中国語の“叫・N+V”、“让・N+V”とは異なる。

ところで、“给・N+V”には被使役者に対する利益の授与が明示されているのに対し、“叫・N+V”、“让・N+V”の場合にはそうではない。木村 2000 a:21 の記述にみられるように“叫”も“让”も動詞としての実義性をすでに失い、結果として<被使役者>を導く前置詞として虚詞(機能語)化していることに加え、両者の動詞としての意味から考えても“叫・N+V”、“让・N+V”という形式には利益の授与が明示されているとは言い難い。このことは具体的に言えば、“叫・N+V”は被使役者に対する利益・不利益を考慮しない使役を表わすのに対し、“让・N+V”は被使役者の意志に沿うことによって結果的に利益となる使役を表わすものの、それはあくまでも暗示されたものである点において、利益が明示された“给・N+V”の場合とは異なるということである。従って、個別の表現例について“叫・

N+V”、“让・N+V”、“给・N+V”の相違をみていけば、3 者の微妙なニュアンスの相違がうきぼりとなり、使役と受益がどのような形で連続しているかが観察されるであろう。具体的には、被使役者の意志がどの程度考慮されるか、利益がどの程度のものであるかという形であらわれると推察される。

使役を表わす“给・N+V”表現が限定的な範囲で成立するにとどまることを考えると、使役表現の典型的形式にも利益授与が含意される可能性は否定できないため、「N・ニ V(サ)セテアゲル/テクレル」との対応関係成立の可否について検討を加えておくことが必要である。前述したような“叫・N+V”、“让・N+V”の使い分けをみれば、被使役者に対する強制度の低い後者の方が「N・ニ V(サ)セテアゲル/テクレル」との対応関係が生じやすいことは容易に推測されよう。被使役者の意志に沿って動作を行なわせることは多くの場合、被使役者の利益にかなうことであるからである。このことは、例えば

(40) 他想去, 我让他去了。

(楊凱榮 1989:52、王燕 2003:121)

(40)' 彼が行きたがったので行かセテヤツタ。

(同上)

のような対応例に端的にあらわれている。但し、一方では

(41) 他要去就让他去。(馮寶珠 1995:66)

(41)' 彼が行きたいなら、彼ニ行かセよう。

(同上)

のような「N・ニ V(サ)セル」表現との対応例がみられるのも事実であり、これらを見る限りでは、利益の授与を明示する「N・ニ V(サ)セテアゲル」((40)' では「N・ニ V(サ)セテヤル」)とは異なって、“让・N+V”は利益の授与をとまなう使役を表わすことが可能であるということができるとどまる。一方、竹島 2012:90-91 は

(42) 他叫我多喝酒。(竹島 2012:91)

(42)' 彼は私ニ酒をたくさん飲まセル。(同上)

のような“叫・N+V”表現、「N・ニ V(サ)セル」表現の対応例を挙げ、(42)' は場合によっては「無

理やり飲ませる」といういわゆるアルコール・ハラメントのニュアンスが感じられるとした上で、(42)は、被使役者である“我”が望むことを使役者である“他”が許容する場合であれば、日本語では「使役+授受」の文となり、使役者の権限は感じられるものの、被使役者が恩恵を受けたということを表わすものとなるとして

(42) 彼は私ニ酒をたくさん飲まセテクレル。
(同上)

を挙げている。前述したように、被使役者に対する働きかけの強さ、すなわち使役の強制度において“叫・N+V”が“让・N+V”にまさっているものの、両者の働きの中に明確な境界を見いだし難い以上、“叫・N+V”表現と「N・ニ V(サ)セテアゲル/テクレル」表現との対応関係成立について最初から否定してかかることはつつしむべきであろう。このことは、《現代汉语虚词例释(“叫”の項)》が、使役表現を構成する“叫”の働きの一つとして“表示容让、准许或允许”を挙げていることをみれば理解しやすい。上記のような対応関係の成立を否定しきれないもう一つの理由としては、

(43) 不过，能不能叫我也扮演一次？
(王燕 2010:68)

(43)' でもね、一回くらいちょっと私ヲ出演サセテクレない？
(同上、『ノルウェイの森(下)』)

のような対応例の存在が挙げられる。(43)'は、「N・ヲ V(サ)セテクレル」形式である点においてはこれまでにとり上げた日本語表現と異なるものの、使役形式と受益形式が共起している点においては「N・ニ V(サ)セテクレル」表現と共通しており、“叫・N+V”表現との対応について考えるためのヒントが得られよう。(43)、(43)'の対応関係が成立することは、これらが依頼表現であることとも無関係ではなさそうである。依頼表現は相手に対して物事を頼むことを表わすため、そこにはおのずと当事者間の人間関係を反映する成分、すなわち待遇表現たる「テクレル」が入り込む余地が出てくると考えられる(同様のことが(1)'についてもあてはまる)。このような対応例は、“叫・N+V”表現と「N・ニ V(サ)セテクレル」表現との対応関係成立の可

能性を最後まで排除せずに考察をすすめていくことの必要性を意識させられるケースである。

ところで、王燕 2003:120-121 には、

(44) 我让他去了。(王燕 2003:120)

という表現については、被使役者の意志を無視する

(44)' 私が彼ヲ行かセタ。(同上)

という解釈と、被使役者の意志を尊重する

(44)" 私が彼ニ行かセタ。(同上)

という解釈のいずれも可能である旨の記述がみられる。(44)'、(44)"にみられるような「ヲ」、「ニ」の用法について、『日本語文法事典(「使役」の項)』は、自動詞を用いた使役文においては被使役者が「ヲ」によって示されるのが普通であり、自動詞が意志動作を表わす場合には「ニ」を用いることも可能であるとしている。また、木村 2000 a :32 は、

(45) 太郎が花子ニ好きな場所に座らセタ。
(木村 2000 a :32)

(45)' 太郎が花子ヲ無理やり座らセタ。(同上)

のうち、自動詞の意味する動作が被使役者(花子)の意志によって遂行される事態を表わす(45)では被使役者が「ニ」でマークされ、被使役者の意志にかかわらず実現する事態を表わす(45)'では被使役者が「ヲ」でマークされるとしている。これらに対し奥津 1987:234 は、自動詞文を埋め込んだ使役文の目的語がとる格助詞は「ニ」と「ヲ」の二つが可能であり²⁸⁾、

(46) 先生は花子ニ図書館へ行かセタ。
(奥津 1987:234)

(46)' 先生は花子ヲ図書館へ行かセタ。(同上)

の「ニ」は許容を、「ヲ」は強制を意味するという説があるが、「ニ」と「ヲ」の違いがそれほど明確であるとは感じられないとして

(47) 先生。ぼくヲ図書館へ行かセてください。
(同上)

は許容を求めているのであろうが「ヲ」が使われているとしている。王燕、木村、奥津の記述からは、自動詞を用いた“让・N+V”表現がいわゆる強制使役、許容使役のいずれを表わすことも可能である一方、対応する日本語表現においては格助詞による使い分けが一定の傾向として存在する²⁹⁾ことがうかがわれる。ちなみに、「ニ V(サ)セル」、「ヲ V(サ)セル」のうち、「テアゲル(テヤル)/テクレル」と結びつきやすいのは前者の方であると推察される。このことは、「アゲル(ヤル)/クレル」が「N・ニ アゲル(ヤル)/クレル」のように「ニ」格で授与動作の受け手を示す動詞である点から自然にたどりつく予測であるが、「ニ V(サ)セル」、「ヲ V(サ)セル」の使い分けについてのより厳密な記述のためにも一考の価値はある。

4 “給・N+V”表現と使役、受益

4.1 “給・N+V”表現の多義性

“給・N+V”表現の中には、多義性を有する(1)、(2)のようなケースが存在し、先行研究や辞書の記述においてもしばしばとり上げられている。(1)”、(2)”のような日本語表現が対応する場合にはいわゆる受益表現とされ、(1)’、(2)’のような日本語表現が対応する使役表現の場合とは異なる構造分析がなされている。

太田 1958:256 は、“給”は介詞あるいは兼語動詞として用いられることがあり、その場合の構造は「主語+“給”+體詞+述語」でなければならないが、このうち「主語+(“給”+體詞)+述語」のようになる場合に限って“給”を介詞とし、「主語+“給”+兼語+述語」のようになる場合には“給”は兼語動詞であって介詞とはならないとした上で、

(12) 我给你看看。

が「わたしはあなたのために見てあげます」を表わす場合の“給”は介詞、「わたしはあなたに見せてあげます」を表わす場合の“給”は兼語動詞であるとしながらも、全く同一のものがこの二通りになるのは少しく奇異を感じるとしている³⁰⁾。また、泉 1985:35 は、「あなたに替ってこれを見て上げる」、「あなたにこれを見せて上げる」のいずれを表わすことも可能な

(48) 我给你看看这个。(泉 1985:35)

にみられる“給”岐義は、同じく介詞と兼語動詞の兼類とされながら基本的意味を全く変えることとなるが、動詞・介詞の岐義といっても、介詞は動詞の虚化による産物である以上、虚化の過程で基本的意味を全く変える新用法を獲得するとは考えられないとしている。泉はさらに、介詞なる機能語は文成分間の関係を明確にする任務があり、本来岐義などとは無縁であり、介詞が兼類を成すとすればそれらは必ず動詞とであり、その場合の岐義はもはや文の基本的意味を変えるものではないとして

(49) 他在家看书。(泉 1985:35)

が「彼は家に居て、本を読んでいる」、「彼は家で本を読んでいる」のいずれを表わすことも可能であるという例を挙げている(前者の内容を表わす場合の“在”は動詞、後者の内容を表わす場合の“在”は介詞)。

“給・N+V”表現に対する二つの分析方法の存在と、この分析方法に対する疑問は、兼語式という表現形式を設定すること自体の妥当性を問うことにつながるものである。三宅 2007:345-346 は、

(50) 我叫他来。(私は彼を来させる。)

(三宅 2007:345)

のような「 V_1NV_2 」形式の表現について、Nは V_1 からすると確かに文法的にその目的語となっているが、そのNは同時に V_2 の文法上の主語になっているのではなく、意味上 V_2 の表わす動作・行為を行なう動作主となっているにすぎない、すなわちNと V_1 が文法的な関係であるのに対して、Nと V_2 は意味的な関係であるのであって、両者はそもそもレベルが異なるものであるとしている³¹⁾。また、佐々木 1997:140 は、中国語の分析的使役文は、二つの動作・行為がひとまとまりとしてあらわれ、間にはさまれた名詞句が後ろの動作・行為のにない手であるという関係が認められた場合に成立するものであり、このような分析的使役文が表わす使役の意味とは、連動構造($N_1+V_1+N_2+V_2(+N_3)$)とそこに与えられる意味的な解釈によってもたらされるものであって V_1 自身に内在するものではないとした上で、このことは使役前置詞についても例外ではなく、“叫／

「給」についてもそれ自身に使役の意味を認めるべきではないとしている³²⁾。

兼語式と連動式との間に明確な線引きをすることについて懐疑的なこれらの記述には、「給・N+V」表現の多義性について考察するためのヒントがかくされている。2.1 で述べたように、他動詞を用いた「給・N+V」形式の使役表現は、主体の授与行為をとまなう動作を表わす傾向があり、「給」も動詞としての性格を強くとどめているため、これを連動式としてあつかうことには一定の合理性がある。また、自動詞を用いた場合には、2.2 で述べたように、他動詞を用いた場合に比べると使役表現としての性格が強まっているものの、その完成度は「叫／让・N+V」形式の使役表現よりも低い。このため、「給」についても、「叫」、「让」に比べると機能語化の度合いが低いとみるのが自然であり、動詞としての性格をより強くとどめているとみるのが自然ではなからうか。ということは、自動詞を用いた「給・N+V」形式の使役表現についても、連動式につながるものとして位置づけることを否定するだけの合理的根拠に乏しいこととなる。

一方、(1)、(2)が(1)」、(2)」の内容を表わす場合には受益表現とされ、「前置詞(介詞)・N+V」のような構造分析がなされることとなるが、この場合も連動式とみることが可能である³³⁾。このことは、太田 1956、木村 2012 における以下のような記述によっても理解できよう。太田 1956:189 は、

(51) 我给你写信。(太田 1956:189)

は『僕が手紙を書くということ』を君にあたえる」を表わす表現、すなわち「僕が君のために手紙を書く」を表わす表現であって、誰にあてた手紙を書いてもよく、もし手紙の宛名を考慮すると「僕が君のために『彼にあてた』手紙を書く」、「僕が君のために『君にあてた』手紙を書く」の二つの場合が生じるとしている³⁴⁾。また、木村 2012:228-229 は、

(52) 我给她好好儿干活儿。

(私は彼女のためにしっかり働く。)

(木村 2012:228)

(53) 小红给小王梳头发。

(シャオホンは王さんに髪を梳かしてやった。)(同上)

のような表現例を挙げた上で、動作・行為がもたらす抽象的な影響の受け手を導く受益者マーカ어의用法は、動作・行為の直接の関与物である具体物(モノ)の受け手を導く授与目標マーカ어からの拡張であると考えられるとしている。これらの記述からは、(1)、(2)がそれぞれ(1)」、(2)」の内容を表わす場合においても、(1)」、(2))」の内容を表わす場合と同様に「給」の動詞としての意味が生きていることがうかがわれ、連動式とみてもさしつかえないことがみとれる。

このように、「給・N+V」表現が使役を表わすケース、受益を表わすケースは、連動式という大きな枠組みの中でとらえなおせば、連続した一つの領域を形成していることがみとれるのである³⁵⁾。「給・N+V」表現が上記のいずれのケースに用いられるにせよ、表現全体が表わすコトガラの中では「給・N」は不可欠の成分であるということとなる。このことは、前者におけるNが被使役者、後者におけるNが(具体的なモノの受け手から変化して)利益となる動作の受け手となっていること、すなわち、いずれの場合においてもNの表わす事物がVの表わす出来事に直接的に関わる成分となっていることと表裏一体をなす。

4.2 「N・ノタメニ／ニカワッテ Vする」

4.1 で述べたように、受益を表わす「給・N+V」表現における「給・N」は、コトガラの成立に不可欠の成分である。これに対し、(1)」、(2)」のような「N・ノタメニ／ニカワッテ Vする」表現における「N・ノタメニ／ニカワッテ」の場合はどうであろうか。この点について木村 2012:229-230 は、「働く」、「髪を梳かす」、「ドアを開ける」といった行為そのものは、常に受益者としての他者の存在を欠いては成し得ないという性格のものではないとした上で、元来は動作者一人で自律的、自己完結的に成し得る動作・行為をことさら他者めあてに行なうところに「ため」という認識が生まれるのであって、そのような他者の存在とはほかでもなく動作・行為にとっての有標の引き金であり「外在的誘発者」であるとしている³⁶⁾。また、佐々木 1994:321 には、「給」受益文の表わす受益行為は受益者に対して直接向けられるものでなければならないのに対し、「タメニ」受益文は非直接的な行為が結果として利益をもたらす「結果利益行為」を表わすことも可能である旨の記述がみられる。木村、佐々木の記述からは、「ノ

「タメニ」によって示されるNの表わす事物が、述語動詞の表わす出来事の成立に直接的に関わる成分であるとは限らないことがみてとれよう。この点は「N・ニカワッテ」の場合も同様であり、本来はNが行なうはずであった動作をNになりかわって行なうことを表わすため、出来事の成立に直接的に関わるのはN以外の動作主体である。「N・ノタメニ／ニカワッテ」のNが表わす事物は出来事の成立に直接的には関わらない成分であるため、「N・ノタメニ／ニカワッテ Vする」表現においてはコトガラが「ダレガ ドウスル」として表現されることとなり、「ダレガ ダレニ ドウサセル」として表現される使役表現の場合とは異なるのである。

ところで、大曾 1983:123-124 の記述にみられるように、「ノタメニ」は「テアゲル(テヤル)／テクレル」とともに使われなくてもそれだけで利益の受け手を示すことが可能であり³⁷⁾、このことは前掲の木村 2012、佐々木 1994 の記述からも明白である。これに対し「ニカワッテ」の場合には、受益の意味がそれほど明確ではない。「N・ニカワッテ Vする」表現の前提となる客観的事実においては、Nに利益が授与されることは現実にはあり得るであろう。しかし、そのことは形式には反映されておらず、「テアゲル(テヤル)／テクレル」を用いてはじめて受益の意味が明示されることとなるのである。従って、受益を表わす“給・N+V”表現に対して「N・ノタメニ／ニカワッテ Vする」表現を対応させるにあたり、受益を表わす“給”の意味を確実に反映させようとするならば「ノタメニ」が用いられ、そうでない場合には「ニカワッテ」が用いられるとみることも可能である。

ちなみに、佐々木 1994:321 は、上記の“給”受益文と「ノタメニ」受益文との相違についての記述にあたって

- (54) *我天天**給**孩子加班。(佐々木 1994:321)
 (54)' 僕は子供**ノタメニ**毎日残業する。(同上)
 (55) *我**給**父母上大学了。(同上)
 (55)' 僕は親**ノタメニ**大学へ進学した。(同上)

という表現例を挙げている。同:322 は、“給”受益文は付加詞表現の「タメニ」受益文との間に数多くの共通した性質を備えつつ、その一方で、直接的な受益行為でなければならない³⁸⁾という点において

「ニ」受益文と類似した制約を有しているとした上で、それは、中国語の前置詞の多くがそうであるように、機能語であると同時に、“給(与える)”という動詞がもつ語彙的特徴を完全には無視できないことによるとしている。4.1 で述べたように、“給・N+V”表現が表わすコトガラにおいては“給・N”は不可欠の成分であって、Nの表わす事物は出来事の成立に直接的に関わる成分である。これに対し「N・ノタメニ」は出来事の成立に直接的には関わらない成分であるため、述語動詞の意味に拘束されることが“給・N”に比べると少なく、このことが(54)、(54)' および(55)、(55)' のような成立状況の相違を生じさせる要因となっていると考えられる。

4.3 「N・ニ Vテアゲル／テクレル」

4.2 で紹介した佐々木 1994:322 の記述にみられるように、“給・N+V”表現が表わす受益行為はNに対する直接的なものでなければならない点において、「ニ」を用いた日本語の受益表現、すなわち「N・ニ Vテアゲル／テクレル」に類似した制約を有するとされる。「N・ノタメニ／ニカワッテ Vする」の場合とは異なり、「N・ニ Vテアゲル／テクレル」表現が表わすコトガラにおいては、主体の動作がNに向けて行なわれ、Nは出来事の成立に直接的に関わる事物を表わす点において“給・N+V”表現におけるNの場合と共通している。このことは、佐々木 1994:315 が

- (56) 我**给**他买了一本书。(佐々木 1994:315)
 (56)' 僕は花子**ニ**本を買**ッテ**ヤッタ。(同上)

のような受益文は

- (57) 我**给**了他一本书。(同上)
 (57)' 僕は花子**ニ**本をやった。(同上)

のようなGIVE構文に依拠した表現であって、その成立にあたっては、依拠するGIVE構文の文法特性をいかに満足させるかが大きな問題となることからもうかがわれよう。言うまでもなく、授与行為を表わす(57)、(57)' のような表現においては、与え手、授与の対象となる事物とともに受け手が不可欠であり、このような表現に依拠した(56)、(56)' における利益の受け手についても同様のことがあては

まると考えられる。

ところで、太田 1956:189 には

(51) 我**給**你写信。(太田 1956:189)

(51)' 君の代りに手紙を書く。(同上)

(51)" 君に対して手紙を書く。(同上)

のような対応例が挙げられ、(51)は使役表現としては用いられない旨の記述がみられる。(51)'、(51)"を本節でとり上げた表現形式に修正すれば、それぞれ

(58) 君**ノタメニ**／**ニカワッテ**手紙を書く。

(58)' 君**ニ**手紙を書い**テアゲル**。

となる。(58)'は、「君あての手紙を書く」こと、すなわち「手紙」が「君」に授与されることを表わす傾向が強い表現である点において、手紙の授与が問題とはされない(58)とは異なる。このことは換言すれば、(58)'はモノの授与、利益の授与の双方を前提としているのに対し、(58)は利益の授与を前提とするにとどまることを意味する。一方、4.1で紹介したように、(51)は「『僕が手紙を書くということ』を君にあたえる」を表わす表現であり、手紙の宛先は問われないとされる。「給・N+V」形式が受益を表わす場合にこのような幅広い働きをすることは、同形式の使役を表わす用法が限定的であることと表裏一体をなしているような観がある。これらのことから、「給・N+V」における「給・N」、「N・ニ V **テアゲル**／**テクレル**」における「N・ニ」を比較すると、モノの授与を前提とする傾向がより強い後者の形式における「N・ニ」の方が、述語動詞との結びつきはより強いということが理解できよう。

ちなみに、(51)のような「給・N+V」表現に対しては、(51)"あるいは

(58)" 君**ニ**手紙を書く。

のような「**テアゲル**(**テヤル**)」を用いない日本語表現を対応させるケースがしばしばみられる。成戸 2015a:79で紹介したように、「給・N+V」表現の中には「給」の「利益を与える」という側面が後退して、単に動作の相手、向かい先という側面が強くなっているものが存在する³⁹⁾が、このことが(58)"のような「N・ニ Vする」表現との対応関係にど

の程度の関わりを有するかについて明らかにしておくことも重要である(この点については同:79-80でもふれた)。ちなみに、「**テアゲル**」を用いた(58)'は、(58)"と同様に「君への手紙を書く」ことを前提とした表現と解するのが自然であるものの、「君」とは別の相手に手紙を書くという意味に解される余地が皆無というわけではなく、少なくとも話し言葉では許容されそうである⁴⁰⁾。

4.4 “給・N+V”と“为／替・N+V”

「N・ノタメニ／ニカワッテ Vする」に対応する中国語の表現形式としては「給・N+V」のほか、「为・N+V」、「替・N+V」が存在する。『中国語虚詞類義語用例辞典(“給 替 为”の項)』には、これら三つの形式が同じ用法で使われるのは「介詞+名詞／代名詞+動詞+名詞」の構文で奉仕の対象を表わす場合に限られる⁴¹⁾旨の記述がみられる一方、『中国語[同義語辞典](“給 替 为”の項)』には、「給」は多く口頭語に用いられるのに対し“为”は書面語に用いられ、「給」と“替”では前者がより多く用いられる旨の記述がみられる。

周知のように、「給」、「为」、「替」はいずれも動詞として用いることも可能な成分であり、上記の三形式の使い分けにおいてもそれぞれの語彙的意味が影響していると考えられる。動詞としての“給”、“为”、“替”を比較すると、“給”がいわゆる3項動詞であるのに対し⁴²⁾、“为”、“替”はそうではないという相違がみられる。このことは、『中国語虚詞類義語用例辞典(“給 替 为”の項)』に挙げられている

(59) 不要**给**孩子太多的零花钱。

(子供にお小遣いをたくさんやってはいけません。)

(60) 他这样做，完全是**为**了大家。

(彼がこうするのはまったくみんなのためです。)

(61) 你的工作很重要，我**替**不了。

(あなたの仕事は重要なので、私ではかわりになれません。)

によっても理解できよう。4.2、4.3でふれたように、「給・N+V」表現の表わす受益行為がNに対する直接的なものでなければならぬのは、「給」の3項動詞としての性格に起因していると推察される。すなわち、動詞“为”、“替”の場合には“主体+为(了)

+N”、“主体+替+N”でコトガラが完成するのに対し、動詞“給”の場合には“主体+給+N”ではコトガラが完成しないということが、受益表現として用いられる“前置詞・N+V”の場合にも影響しており、“給・N+V”表現の場合にはNが表わす事物とVの表わす出来事との結びつきが他の二形式におけるそれよりも強いと考えられるのである。このことは、盧濤 2000:193に

(62) *张三給李四擦老师的玻璃。

(張三が李四に先生の窓を拭いてやる。)

(盧濤 2000:193)

は“給”のかわりに“为”、“替”を用いると適格となるが、この二つは間接的な受益関係を結ぶものである点において、直接的な受益関係を結ぶ“給”とは異なる旨の記述がみられることとも符合する。これらのことは、“为・N+V”、“替・N+V”におけるNは、「N・ノタメニ/ニカワツテ Vする」におけるそれと同様に、述語動詞の表わす出来事の成立に直接的には関わらない事物を表わすことを示しているとみてさしつかえない⁴³⁾。ところで、山田 1998 a :56、63 は、使役を表わす“給・N+V”におけるNは動作・行為の直接関与者であるのに対し、受益を表わす“給・N+V”におけるNは動作・行為の間接関与者であるとしており、使役表現と受益表現とでNに対する異なる位置づけがなされている。これは、“給・N+V”と“为・N+V”、“替・N+V”との相違について述べた盧濤の「直接的な受益関係」、「間接的な受益関係」とは同一レベルのものではない。言うまでもなく、前者は同じ形式をとる使役表現、受益表現の相違についての見解であり、後者は受益表現の異なる形式間にみられる相違についての見解である。4.1で述べたように、“給・N+V”が使役、受益のいずれを表わす場合にも、これを連動式としてあつかうことの妥当性は否定できない。一方、“为・N+V”、“替・N+V”は、一般に“前置詞・N+V”と位置づけられるものの、“为”、“替”が動詞としても働くという事実を鑑みれば連動式とみることも可能である。“給・N+V”および“为・N+V”、“替・N+V”は、このような形で連続性を有しているわけであるが、“給・N+V”の使役用法と受益用法とを比較した場合には両者の相違が際立つこととなり、“給”が授与の意味を強くとどめている前者の用法におけるNを直接関与者、そう

ではない後者の用法におけるNを間接関与者と位置づける結果となるのである⁴⁴⁾。2.1、2.2で述べたように、“給・N+V”形式によって使役を表わす用法は、使役の典型的形式である“叫/让・N+V”の場合に比べると限定的であって、“給”は動詞としての性格をより強くとどめており、使役を表わす“給・N+V”表現を連動式と位置づける根拠もこの点にある。但し、2.1および2.2で述べたように使役用法における“給”は具象物の授与を表わす傾向が強いに対し、受益用法における“給”は「利益」という抽象物の授与を表わす傾向が強く、山田の見方によれば、前者における受け手は「直接関与者」、後者における受け手は「間接関与者」ということとなるのである。

このように、“給・N+V”は、“給”が具象物を授与することを表わす働きが強い場合には使役表現に傾き、抽象物を授与することを表わす働きが強い場合には受益表現に傾くという性格を有するため、使役、受益のいずれにおいても典型的形式であると認めがたく⁴⁵⁾、それぞれの典型的形式に比べると表現可能なコトガラの範囲が限定されているのである。

5 おわりに

以上、使役・受益の多義性を有する“給・N+V”表現と、それに対応する日本語表現をとり上げ、対照作業を行なう際の着眼点、分析方法、予測される結論について概観した。多義表現は、それに含まれる様々な成分の働きや場面・文脈によって特定の意味に確定される、あるいは傾くものであり、典型的な用例よりも各成分の働きが観察されやすいことがしばしばである。本稿で提唱した着眼点の一つは、使役を表わす“給・N+V”と日本語の複他動詞表現との共通点・相似点である。ここを出発点として、両言語の使役表現を分析するための新たな視点や方法を模索することにより、先行研究においては見すごされてきた様々な言語現象がうきぼりとなってくる可能性がある。いま一つの着眼点は、“給・N+V”の使役形式としての完成度、使役表現として用いられる場合における受益の意味である。前者は使役を表わす中国語諸形式の中で“給・N+V”をどのように位置づけるかに関わるもの、後者は“給・N+V”が受益表現に用いられる場合との連続性⁴⁶⁾に関わるものであり、両者は密接に結びついている。こ

のことは、使役、受益の双方を表わすのはいかなるメカニズムによるものかという、“給・N+V”形式についての素朴な疑問に答えることにつながると同時に、“給”の語彙的意味と日本語の「〜ニ V(サ)セル」、「ノタメニ/ニカワッテ(ノカワリニ)」、「テアゲル(テヤル)/テクレル」との対応関係の解明についても多くの手がかりを与えてくれるはずである。日本語の使役表現、受益表現は、中国語のそれらのような形で連続体をなしてはいないが、“給・N+V”、“叫/让・N+V”、“為/替・N+V”の各表現に対応する日本語表現における「テアゲル(テヤル)/テクレル」の使用状況を分析することによって、対応関係の傾向がみえてくるものと予測される。分析にあたっては、“給・N+V”表現における“給”が動詞としての語彙的意味をどの程度とどめているかという点と、対応する日本語表現における「テアゲル(テヤル)/テクレル」の必須度の高低との間にどのような相関関係があるかという点に注意しなければならない。いずれにせよ、先行研究をふまつつも、対照研究ならではの出発点、作業過程を経て使役・受益を表わす諸形式間の関連性を明らかにすることにより、使役表現、受益表現がそれぞれの言語においてどのように使い分けられているかの全容を明らかにすることができよう。

ところで、使役を表わす“給・N+V”表現の考察においては、方言的な側面にも配慮する必要がある。本稿ではとり上げなかったが、“給・N+V”が普通話において典型的な使役形式としての地位を占められないでいる要因の一つが、その方言的性格にあることは否定できない。“給”の使役用法が南方方言の影響を受けて発達してきた点については、泉 1985:37-41、山田 1998 a :58-61 などに記述がみられる。このような方言的性格は、使役を表わす“給・N+V”表現のみならず、他の成分や形式についても存在するのであり⁴⁷⁾、現代の普通話においてどの程度まで許容されるにいたっているかを考慮しつつ考察をすすめる必要がある。

次号では、“給”を用いた動詞表現のうち、“V+O+給・N”形式をとるものを取り上げ、日本語表現との対応関係について検討を加えることを通して、同形式の特徴を明らかにするための新たな着眼点や分析方法、予測される結論について概観することとする。

注

- 23) 奥津 1987:233 にも同様の記述がみられる。岩淵 1972:155 は、使役というのは、簡単に言えば、主語が他のものに動作・作用を行なうように命令あるいは強制するものであり、こまかくみれば、このほかに動作の許容・放任・不本意なども表わすとしている。
- 24) 注 19 を参照。日本語使役表現が被使役者の動作の実現を含意する点については、『日本語文法事典(「使役」の項)』を参照。
- 25) 注 14 を参照。“叫・N+V”、“让・N+V”間の相違は、命令表現と依頼表現が、聞き手に何らかの行為をするよう伝える表現である点において共通する一方、聞き手の意志を尊重するか否かの相違があるということに通じるものがある。これらについては、『日本語学キーワード事典(「依頼表現」の項)』、『日本語教育事典(「命令の表現」の項、「依頼の表現」の項)』を参照。
- 26) 《漢日辞典》、『中日大辞典』における“叫”、“让”の記述からは、両者の働きが極めて近いものとなっていることがうかがわれる。竹島 2012:85-86 は、使役表現の語法意義の面からの分類には、命令、許容、容認、因果関係などがあり、“叫”は命令、容認、因果関係に用いることが可能であるにとどまるのに対し、“让”はすべてに用いることが可能であるとしている。中国語における使役の意味分類については、さらに馮寶珠 1995:67-68 を参照。
- 27) 村木は、使役者、被使役者がともに意志性を欠く場合は「なりゆき」を表わすとしている。これらの点については、さらに村木 1991:21 を参照。西隈 2002:42 は、使役を意味的な側面から、使役者が意図的に何かの行為をさせる場合の「強制使役」と使役者の意図がより弱い「許可使役」の二つに分けている。日本語における使役の下位分類については、さらに寺村 1982:287-289、『日本語学キーワード事典(「使役表現」の項)』、『日本語文法事典(「使役」の項)』、『研究社 日本語教育事典(「使役文」の項)』を参照。
- 28) この点については、さらに森田 1989:889、『日本語教育事典(「使役の表現・被役の表現」の項)』を参照。
- 29) 「ニ」を用いた場合には「許容」を、「ヲ」を用いた場合には「強制」を表わす傾向があるとされる点については、寺村 1982:288-290、296-298、『日本語学キーワード事典(「使役表現」の項)』、『研究社 日本語教育事典(「使役文」の項)』を参照。
- 30) ちなみに太田は、“給”が兼語動詞として働く場合の意味として「使役」のほかに「受身」を挙げている。『中日大辞典(「給」の項)』は“給”の働きの一つとして「用いられている動詞が誰のため、誰に対してであるかを示す

- を挙げ、“**给我**看看吧。”が表わす「ちょっと(わたしに)見せて下さい。」「ちょっと(わたしのために)見て下さい。」を一括して収録している。相原 1980:23-25 には、“給・N+V”表現が使役、受益のいずれを表わすかの規則性についての記述がみられる。
- 31) この点についての記述が三宅 1994:49 にもみられる。
- 32) この点に関連するものとしては、佐々木 1997:138-139 の以下のような記述が挙げられる。①連動構造「 $N_1+V_1+N_2+V_2(+N_3)$ 」において V_1 と V_2 の間には含まれた N_2 が V_2 のにない手であるという意味上の関係が認められたとき、 N_2 を被使役者とみる分析的使役文が成立する。②兼語式とは連動構造($N_1+V_1+N_2+V_2(+N_3)$)の意味的な下位分類にすぎず、前置詞による使役文(“**叫/让/给/使**”を用いた使役表現)も、構造的には兼語式と全く同様に連動構造に依拠した表現と考えられる。③ある表現が兼語式であるのか、それとも前置詞による使役文であるのかという問題は、中国語の分析的使役文にとって文法的にそれほど意味をもつことではなく、いずれの場合であっても構造的には連動構造に依拠している点により重要である。佐々木の主張とはやや異なり、望月 1994:35 には、(12)が使役を表わす場合の“**给**”は動詞であって“**给**”そのものに使役の意味があるわけではなく、この点において“**使/叫/让**”とは異なる旨の記述がみられる。
- 33) “前置詞(介詞)・N+V”と連動式の連続性については、“**在**”を用いた(49)や、“**用・N+V**”に対して“前置詞(介詞)・N+V”、連動式の双方の分析方法が存在することによっても理解できよう。要するに、“**给**”、“**在**”、“**用**”の機能語としての働きを重視すれば前者の形式として、動詞としての語彙的意味を重視すれば後者の形式として位置づけられるわけである。“**用・N+V**”については成戸 2009:28-29、《現代汉语虚词例释(“用”の項)》、《現代汉语八百词(“用”の項)》を参照。
- 34) 山田 1998 a : 64-65 は、多義性を有する“**我给他**买一辆车。(彼のために車を買う。/車を買って彼に与える。)”がいずれの内容を表わすかによって“**给**”を区別することへの疑問を呈している。『中日大辞典(“给”の項)』は“**给**”の働きについて、“**用**いられている動詞が誰のため、誰に対してであるかを示す”とし、“**给他**写信”に対する日本語表現として「**彼ノタメニ**手紙を書く」、「**彼ニ**手紙を出す」を収録している。この点については、さらに高更生 1981:160 を参照。(51)と同様の多義性を有する表現例としては、『中日大辞典(“给”の項)』の“**给他**打电话。(彼ノタメニ電話をかける。/彼ニ電話をかける。)”、奥水 1985:280 の“**我给他**打针。(私は彼ニカワッテ注射をする。/私は彼ニ注射をし**テアゲル**。)”などが挙げられる。ちなみに、望月 1994:36 は、“**我给你**看看那封信。”が「私はきみにあの手紙を見てあげる」を表わす過程の説明において「私はきみに『私があの手紙を見ること』を与える」という表現を用いている。
- 35) 佐々木 1997:156 は、“**给**”は動作者(使役表現と受動表現の双方におけるそれを含む)と受益者という異なる意味役割の名詞句を導入しているかに見えるが、両者には意味的な連続性があり、「間接関与者」であるという点において共通するとしている。
- 36) 木村 2012:231 は、「**ため**」が導く<受益者>、<目的>、<原因>という三つの意味役割には意味的な近縁性が認められるとし、それぞれの例として「**家族ノタメニ**たばこをやめた。」「**健康ノタメニ**たばこをやめた。」「**气管支炎ノタメニ**たばこが吸えない。」を挙げ、いずれも事態を誘発する<動機>である点において共通しているとす。
- 37) 大曾 1983:123 は、「**～のために**」は好意の与え手が受け手を意識して、意図的に行なう行為としか使えないとしている。「**ノタメニ**」が含意する受益の意味については、さらに森田 1989:680、『日本語教育事典(“のために”の項)』を参照。
- 38) この点についてはさらに、佐々木 1994:320、同 1997:155、木村 2000 b :32 を参照。木村 2004:63、同 2012:229 には、受益者マーカーの“**给**”が共起する動詞は、<奉仕>、<服務>あるいは<労役>の意味を含意する動詞であり、日本語の「**ノタメニ**」の場合に比べると限定的である旨の記述がみられる。
- 39) 荒川 1985:15-16 が、“**给**”の利益を与えるという側面が後退した例として“**我给你**打(个)电话。(あなたに電話します。)”を挙げているのに対し、来思平・相原茂 1993:127 が、何かを手渡したり、与えたり、交付する相手を導く場合は“**给**”を用いることが多いとして“**给他**打电话(彼に電話する)”、“**给小王**寄信(王君に手紙を出す)”を挙げ、「動作の向かう方向」、「動作の向かう対象」を導く“**向**”との相違を説明していることから、“**给**”の語彙的意味が弱化した場合においても完全にはなくなることがみてとれる。これらの点については、さらに山田 1998 a :63-67、盧濤 2000:128、192-195、197 を参照。
- 40) (58)’とは異なり、佐々木 1994:315 に挙げられている「僕は花子**ニ**本を買**ッテヤッタ**。」の場合には、「花子」に本が授与されることが確実である。「買う」は「書く」のような作成動詞ではなく、このことが両者の相違に関わっているか否かを確認しておくのは無駄ではなからう。三宅 1996:2-3 は、受益構文(「**～テアゲル(テヤル)/テクレル**」

を述語にともなった構文)における[着点]を表わす与格(「ニ」格)名詞句の生起について論じる過程において、作成動詞と非作成動詞の相違についてふれている。

- 41) この点については、さらに《現代汉语虚词例释(“给”、“替”、“为”の項)》、《实用现代汉语语法》:177、李晓琪 1994、同 2005:103-106、木村 2000 b、同 2012:229、231-232 を参照。
- 42) この点については、望月 1994:38、盧濤 2000:175 を参照。
- 43) “为”は、『中国語教科書 上巻』:316-318 の記述にみられるように、奉仕の対象を表わすほか、動作の目的や、ある状態の存在する原因を表わすことも可能であり、「動詞+目的語」と組み合わされるケースがある。木村 2012:231 は、普通話の前置詞“为”は、広く<目的>の表現を導くほか、非結果構文において<原因>の表現を導き、さらには、必ずしも奉仕・服務・労役の行為を表わさないさまざまな動詞表現と共起して<受益者>を導くとしている(同 2004:64 にも同様の記述がみられる)。これらの記述からは、“为”が表わす受益の範囲が“给”よりも広範にわたり、述語動詞の表わす出来事の成立に対して“给”ほど深くは関わらない場合に用いられることがうかがわれる。“替”、“给”により示されるNが表わす事物と述語動詞の表わす出来事との関わりの強弱については、“老李，你替我给王经理打个长途电话，告诉他汇款收到了。(『現代中国語文法総覧(上)』:249)”のような表現例が参考となる可能性がある。この表現においては、「近接性原理(Principle of Affinity)」により、述語に近い位置を占める“给王经理”が“替我”よりも出来事の成立により深く関わると考えられる。この点については、中川 1997:30、34、成戸 2009:10 を参照。
- 44) 注 35 で紹介したような、使役表現における動作者と受益表現における受益者をともに「間接関与者」とする佐々木 1997:156 の見方も、このような相対的位置づけの中で理解すべきかも知れない。
- 45) 木村 2000 a :28 は、中国語の使役文と受身文の曖昧性についての記述の中で、曖昧性が生じるのはプロトタイプではなく、周辺的な構造においてのことであるとしている。注 15 を参照。
- 46) 使役・受益の問題に限らず、このような連続性に着目することは、先行研究においてもうけられた様々な基準や分類方法によっては解明できなかった現象の説明を可能にする。この点については、兼語式と動賓構造の分類について述べた三宅 1994:54-55 を参照。
- 47) 例えば、動作の目的達成を表わす“V到”、“V着(zháo)”は、前者が本来は南方方言の形式であり、後者が北方方言に由来から存在していた形式であるとされる。この点

については、香坂 1983:42、頼明 1993:184、項开喜 1997:160、成戸 2014:47 を参照。

引用文献

- 愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典(増訂第二版)』、大修館書店(1987)。
- 相原茂 1980。「给 gěi」について、『中国語』1980年8月号、大修館書店、22-25頁。
- 荒川清秀 1985。「動詞(4)[動詞とその相手]」、『中国語』1985年10月号、大修館書店、14-16頁。
- 泉敏弘 1985。「北方『给』使役・被動用法の来源」、『中国語学』第232号、中国語学会、33-43頁。
- 岩淵匡 1972。「受身・可能・自発・尊敬の助動詞」、『品詞別 日本文法講座 8 助動詞Ⅱ』、明治書院、133-166頁。
- 王燕 2003。「『～(さ)せてやる/くれる/もらう』について—中国語話者を対象とする日本語教育の立場から—」、『日中言語対照研究論集』第5号、日中対照言語学会、115-136頁。
- 王燕 2010。「許可表現に関する一考察—中国語との対照を手掛かりにして—」、『日中言語対照研究論集』第12号、日中対照言語学会、62-74頁。
- 大曾美恵子 1983。「授動詞文と二名詞句」、『日本語教育』第50号、日本語教育学会、118-124頁。
- 太田辰夫 1956。「『給』について」、『神戸外大論叢』第7巻第1~3号、神戸市外国語大学研究所、177-197頁。
- 太田辰夫 1958。『中国語歴史文法』、朋友書店(新装再版 2013)。
- 奥津敬一郎 1987。「使役と受身の表現」、山口明穂編集『国文法講座 6 時代と文法—現代語』、明治書院、232-251頁。
- 木村英樹 2000 a。「中国語ヴォイスの構造化とカテゴリ化」、『中国語学』第247号、日本中国語学会、19-39頁。
- 木村英樹 2000 b。「“给”が使えない『ために』」、『中国語』2000年10月号、内山書店、32頁。
- 木村英樹 2004。「授与から受動への文法化—北京語授与動詞の前置詞化をめぐる—」、『言語』2004年4月号、大修館書店、58-65頁。
- 木村英樹 2012。『中国語文法の意味とかたち—「虚」的意味の形態化と構造化に関する研究—』、白帝社。
- 小池清治・小林賢次・細川英雄・犬飼隆編集『日本語学キーワード事典』、朝倉書店(1997)。
- 香坂順一 1983。『中国語の単語の話 — 語彙の世界』、光生館。
- 興水優 1985。『中国語の語法の話—中国語文法概論』、光生館。
- 近藤安月子・小森和子編『研究社 日本語教育事典』、研究社(2012)。
- 佐々木勲人 1994。「中国語の受益文」、『言語文化論集』第38

- 号, 筑波大学現代語・現代文化学系, 315-325 頁。
- 佐々木勲人 1997. 「中国語における使役と受動の曖昧性」, 『ヴォイスに関する比較言語学的研究』, 三修社, 133-160 頁。
- 佐々木勲人 2006. 「中国語における使役と受益―比較方言文法の観点から―」, 筑波大学現代言語学研究会編『事象と言語形式(新装版)』, 三修社, 177-197 頁。
- 高橋弥守彦・姜林森・金満生・朱春躍編著『中国語虚詞類義語用例辞典』, 白帝社(1995)。
- 竹島毅 2012. 「使役表現の教え方と日本語訳について」, 『日本語と中国語のヴォイス』, 日中対照言語学会(白帝社), 82-99 頁。
- 張志毅編著/沢田啓二・奥田寛訳『中国語[同義語辞典]』, 東方書店(1987)。
- 寺村秀夫 1982. 『日本語のシンタクスと意味 第 I 巻』, くろしお出版。
- 中川正之 1997. 「中国語, 日本語, 英語における共同行為者と道具をめぐる」, 『大河内康憲教授退官記念 中国語学論文集』, 東方書店, 29-46 頁。
- 成戸浩嗣 2009. 『トコロ(空間)表現をめぐる日中対照研究』, 好文出版。
- 成戸浩嗣 2014. 『日中・日仏対照研究』, 好文出版。
- 成戸浩嗣 2015 a. 「日中対照研究方法論(1)―“給・N+V”表現と「N・格助詞」を用いた日本語動詞表現(上)―」, 『現代マネジメント学部紀要』第3巻第2号, 愛知学泉大学現代マネジメント学部, 77-86 頁。
- 日本語教育学会編『日本語教育事典』, 大修館書店(縮刷版 1987)。
- 日本語文法学会編『日本語文法事典』, 大修館書店(2014)。
- 西限俊哉 2002. 「受身と使役における連続性についての一考察」, 『南山大学国際教育センター紀要』第3号, 南山大学国際教育センター, 40-49 頁。
- 馮寶珠 1995. 「『兼語式』構文について」, 『中国語学』第242号, 日本中国語学会, 64-70 頁。
- 北京語言学院編『中国語教科書 上巻』, 光生館(1960)。
- 三宅登之 1994. 「『兼語式』のプロトタイプ」, 『中国語学』第241号, 日本中国語学会, 49-58 頁。
- 三宅登之 2007. 「使役動詞と伝達動詞の接点」, 彭飛企画・編集『日中対照言語学研究論文集―中国語からみた日本語の特徴、日本語からみた中国語の特徴―』, 和泉書院, 345-370 頁。
- 三宅知宏 1996. 「日本語の受益構文について」, 『國語學』第186号, 國語學會, 1-14 頁。
- 村木新次郎 1989. 「ヴォイス」, 北原保雄編集『講座 日本語と日本語教育 第4巻 日本語の文法・文体(上)』, 明治書院, 169-200 頁。
- 村木新次郎 1991. 「ヴォイスのカテゴリーと文構造のレベル」, 仁田義雄編『日本語のヴォイスと他動性』, くろしお出版, 1-30 頁。
- 望月八十吉 1994. 「“給”について」, 『現代中国語の諸問題』, 好文出版, 31-44 頁。
- 森田良行 1989. 『基礎日本語辞典』, 角川書店(10版 2005)。
- 山田忠司 1998 a. 「機能語“給”の用法について―老舎作品をコーパスとして―」, 『中国言語文化論叢』第2集, 東京外国語大学中国言語文化研究会, 55-79 頁。
- 楊凱栄 1989. 『日本語と中国語の使役表現に関する対照研究』, くろしお出版。
- 楊凱栄 1994. 「受益表現について―“給”と『てあげる、てくれる』との比較を中心に―」, 『教養研究』第1巻第1号, 九州国際大学教養学会, 21-42 頁。
- 楊凱栄 2009. 「中日受益表現と所有構造の対照研究」, 『日中言語研究と日本語教育』第2号, 好文出版, 1-12 頁。
- 頼明(らいあきら) 1993. 「『儒林外史』における“動詞+到”及び“動詞+着”」, 『外国語学会誌』第22号, 大東文化大学, 177-186 頁。
- 来思平・相原茂著/喜多山幸子編訳『日本人の中国語 誤用例 54 例』, 東方書店(1993)。
- 刘月华・潘文娛・故諱著/相原茂監訳『現代中国語文法総覧(上)』, くろしお出版(1988)。
- 盧濤 2000. 『中国語における「空間動詞」の文化研究―日本語と英語との関連で―』, 白帝社。
- 北京大学中文系 1955・1957 級语言班編『現代汉语虚词例释』, 商务印书馆(1982)。
- 高更生 1981. 「“給”的词性和有关句子分析」, 『汉语语法问题试说』, 山东人民出版社, 156-162 頁。
- 吉林大学汉日词典编辑部『漢日辞典』, 吉林人民出版社(1982)。
- 刘月华・潘文娛・故諱『实用现代汉语语法』, 外语教学与研究出版社(1983)。
- 吕叔湘主编『现代汉语八百词(增订本)』, 商务印书馆(1999)。
- 穗积晃子 1987. 『中国人学日语常见病句分析一百例』, 科学普及出版社。
- 项开喜 1997. 「与“V到NP”格式相关的句法语义问题」, 南开大学中文系『语言研究论丛』第七辑, 语文出版社, 156-180 頁。
- Shibatani, Masayoshi. 1996. Applicatives and Benefactives: A Cognitive Account. In Masayoshi Shibatani and Sandra A. Thompson, *Grammatical Constructions: Their Form and Meaning*. Oxford University Press. 157-194.

用例出典

村上春樹 1987. 『ノルウェイの森(下)』, 講談社(1987)。

(原稿受理年月日 2016年7月14日)